

議会改革

を尽くし、真の地方自治表現に向けて活動する。

(最高規範性)

第4条 この条例は、議会の運営における最高規範とする。議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念や原則、この条例に基づいて制定される条例、規則等を遵守する。

第2章 議員と議会の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、村民の意思を基礎とし、村の政策決定及びその事務に関して、監視及び評価機能を十分に果たすとともに、政策立案、政策提言を積極的に行わなければならない。

2 議会は、公平性、透明性、信頼性を重んじ、村民参加の推進を旨として活動する。

3 議会は、議決に関して村民に説明する義務を有する。

4 議会は、村民と共に歩む開かれた議会にするために、わかりやすい言葉の使用や工夫を凝らした議会運営に努め、常に改革に取り組む。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、村民の生活と福祉の増進のために、常に広い見地から村政を総合的にとらえて活動し討議する。

(政治倫理)

第7条 議員は、村民全体の代表者としての責務

を自覚し、常に高い倫理感を持ち、法令を遵守し、品位を保って活動しなければならない。

2 議員は、原則として補助金交付団体(受益団体)の代表には就任しないように努める。

第3章 村民と議会の関係

(村民との関係)

第8条 議会は、村民の意見把握に努め、議会活動及び政策提言に反映するとともに、村民が参加する機会の確保に努める。

2 議会は、請願や陳情を村民による政策提案と位置づけ、審査にあたっては、提出者の説明を聞く場を設けるように努める。

(意見交換)

第9条 議会は、村民との意見交換会を年に1回以上開催する。

2 議会は、村民から意見交換会の開催要求があったときは、できるだけ、速やかに開催するように努めなければならない。

3 議会は、村民の意見を把握するために意見公募を必要に応じて実施する。

4 議会は、委員会の審査において、参考人制度、及び公聴会制度を十分に活用する。

(政策の提言)

第10条 議会は、意見交換等で把握した村民の意見を、常任委員会等で検討し、村長等に対応を求めるとともに政策提言に反映する。

(会議の公開と傍聴)

第11条 会議は、原則として公開するものとする。

2 議会は、誰もが傍聴しやすい環境の確保に努めるとともに、傍聴者に審議及び審査内容が分かるように資料の提供に努める。

(情報の公開)

第12条 議会は、積極的に情報を公開するように努める。

第4章 村長等と議会の関係

(村長等との関係)

第13条 議会は、村長等と常に緊張感ある関係を保持し、村長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

(論点・争点の明確化と一問一答方式)

第14条 本会議及び委員会の審議、審査や質問は、論点・争点を明確にして行う。

2 一般質問は、一問一答方式とする。

3 村長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点・争点を明確にするための発言をすることができる。

(政策等の形成過程の説明)

第15条 村長は、議会に政策、施策、行政計画及び事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準向上を図るため、次に掲げる事項の説明及び資料の提出に努めなければならない。

(1) 政策等を必要とする背景と提案にいたるまでの経緯

(2) 他自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 住民参加の実施の有無及びその内容

(4) 総合計画における根拠、又は位置づけ